

第 75 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
種類	貸与年度		内訳	金額	
熊本県 地域改 善対策 高等学 校等奨 学資金 貸与金	平成13 年度から 平成15 年度まで	個人	未償還元金	908,100円	貸与の相手 方の破産によ り今後回収の 見込みがない ため。
			延滞利息	185,767円	

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。